

## 防火対象物の点検基準等に係る点検要領

平成15年8月27日

函館市消防本部

### 1 趣旨

この要領は、函館市火災予防規則（昭和56年函館市規則第2号。以下「規則」という。）第7条に基づき、防火対象物の点検基準等に係る点検要領について必要な事項を定めるものとする。

### 2 一般的留意事項

- (1) 点検に際しては、原則として防火管理者等の関係者の立会いを求めること。
- (2) 各点検項目において、点検時の判定が否の状態であっても、点検実施中に改善して判定が適の状態となったものについては、改善内容を規則別記第4号様式から別記第4号様式の4（以下「点検票」という。）までの「状況および措置内容」の欄に記入するとともに判定を適とすることができること。
- (3) 点検の際、点検項目に掲げられていない事項であっても、火災予防上の問題のある事項については、防火管理者等の関係者で立会いをする者（以下「立会者」という。）にその事項および改善方法について助言するとともに、その旨を消防庁告示（平成14年消防庁告示第8号）別記様式第2（以下「点検票（その1）」という。）の「備考」の欄に記入すること。
- (4) 点検票（その1）の「備考」または点検票の「状況および措置内容」の欄に記入できない場合は、その内容を記入した書類を添付すること。

### 3 火を使用する設備の位置、構造および管理等

- (1) 点検の対象とする火を使用する設備等は、炉、ふろがま、温風暖房

機，ちゅう房設備，ボイラー，ストーブ，壁付暖炉，ペチカおよびオンドル，乾燥設備，サウナ設備，簡易湯沸設備，給湯湯沸設備，堀ごたつおよびいろり，ヒートポンプ冷暖房機，火花を生ずる設備，放電加工機とすること。

- (2) 点検の対象とする火を使用する器具等は，液体燃料を使用する器具，固体燃料を使用する器具，気体燃料を使用する器具，電気を熱源とする器具，使用に際し火災の発生のおそれのある器具とすること。
- (3) 函館市火災予防条例（昭和48年条例第18号。以下「条例」という。）で定められた火を使用する設備等の位置，構造および管理，火を使用する器具等の取扱いその他火の使用に関する制限等の基準に適合していないと認められる場合は，立会者に基準に適合するよう助言するとともに，その内容を点検票の「状況および措置内容」の欄に記入すること。
- (4) 条例第53条の規定により消防長または消防署長に届出を要する火を使用する設備等を設置している場合は，届出されている内容を確認すること。
- (5) 条例第20条の2および第25条の2の規定が適用されている設備等については，消防長または消防署長に認められていることを確認すること。
- (6) 点検方法および判定方法は，別表1のとおりとする。

#### 4 指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱い

- (1) 条例で定められた指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等に適合していないと認められる場合は，立会者に基準に適合するよう助言するとともに，その内容を点検票の「状況および措置内容」の欄に記入すること。
- (2) 条例第55条の規定により届出を要する指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し，または取り扱う場合にあつては，指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し，または取り扱っている場合は，届出されている内容を確認すること。

- (3) 地下タンクからの危険物の漏れの有無は、漏洩を検知する設備により確認すること。
- (4) 条例第38条の3の規定が適用されている場合は、消防長または消防署長に認められていることを確認すること。
- (5) 点検方法および判定方法は、別表2のとおりとする。

## 5 指定可燃物等の貯蔵および取扱い

- (1) 条例で定められた指定可燃物の貯蔵および取扱いの技術上の基準等に適合していないと認められる場合は、立会者に基準に適合するよう助言するとともに、その内容を点検票の「状況および措置内容」の欄に記入すること。
- (2) 条例第55条の規定により消防長または消防署長に届出を要する条例別表第8に掲げる数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等および合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、または取り扱っている場合は、届出されている内容を確認すること。
- (3) 地下タンクからの可燃性液体および指定数量の5分の1以上指定数量未満の動植物油類の漏れの有無は、漏洩を検知する設備により確認すること。
- (4) 条例第38条の3の規定が適用されている場合については、消防長または消防署長に認められていることを確認すること。
- (5) 点検方法および判定方法は、別表3のとおりとする。

## 6 消防用設備等

- (1) 防火対象物またはその部分の用途、規模等により、条例に規定されている必要な消防用設備等が設置されていることを確認すること。
- (2) (1)の確認結果については、「消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の2の4第3項の規定に基づき、防火対象物の点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成14年消防庁告示第8号）中、別記様式第2（その4）および（その5）にも記入するこ

と。

なお、この場合、条例第43条の2の規定が適用されている消防用設備等については、「令第32条の適用」欄に併せて記入すること。

- (3) 各消防用設備等を設置する際の防火対象物の用途，構造，規模，収容人員等に変更があるか，消防用設備等設置届出書（消防法第17条の3の2の規定に基づく消防長等の検査を要しない防火対象物については除く。）により確認すること。
- (4) 防火対象物が消防法施行令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床または壁で区画されているとして，それぞれ別の防火対象物とみなし，消防用設備等の設置基準が適用されたものにあつては，当該区画が適切であるかを確認し，当該区画が適切でない場合にあつては，当該区画が無いものとして消防用設備等の設置基準を適用した結果を，点検項目ごとに「状況および措置内容」の欄に記入し，適合しないものについては，「不備内容」の欄に記入すること。
- (5) 条例第43条の2の規定が適用されている消防用設備等については，消防長または消防署長に認められていることを確認すること。
- (6) 無窓階に相当しないとして消防用設備等の設置基準を適用した場合にあつては，避難上または消火活動上有効な開口部の大きさ等について確認すること。
- (7) 点検方法および判定方法は，別表4のとおりとする。

#### 附 則

この要領は，平成15年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は，平成16年6月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は，平成17年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は，平成21年6月1日から施行する。

別表1

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法	
火 を 使 用 す る 設 備 の 位 置 ・ 構 造 ・ 管 理 等	火 を 使 用 す る 設 備 等	設備の位置	設備（火花を生ずる設備および放電加工機を除く。）から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分および可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。	
		設置の管理	1 設備（掘りごたつおよびいろりを除く。）およびその付属設備に破損、亀裂および燃料漏れがないこと。 2 ちゅう房設備の天蓋および天蓋と接続する排気ダクト内の清掃が行われていること。	
		条例第20条の2の適用	1 設備の位置、構造および管理ならびに周囲の状況から条例第20条の2規定を適用された場合については、特例認定申請書の写し等により、当該設備の位置、構造および管理の状況について確認すること。 2 特殊の設備を用いることにより、条例第20条の2の規定を適用された場合については、特例認定申請書の写し等により、特例が認められた特殊の設備について確認すること。	1 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた設備の位置、構造および管理ならびに周囲の状況に変更がないこと。 2 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた特殊の設備が存すること。
		器具の取扱い	器具の取扱いについて関係のある者の聴取および目視により確認すること。	1 器具から一定の数値以上の距離を要する建築物等の部分および可燃性の物品に炭化状態が見られないこと。 2 不燃性の床上または台上で使用していること。
			1 設備の位置、構造および管理ならびに周囲の状況から条例第25条の2の規定を適用された場合については、特例認定	1 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた設備の位置、構造および管理ならびに周囲の状況に変更がないこと。 2 特例認定申請書の写し等に

	火を使用する器具等	<p>条例第25条の2の適用</p>	<p>申請書の写し等により，当該設備の位置，構造および管理の状況について確認すること。</p> <p>2 特殊の設備を用いることにより，条例第25条の2の規定を適用された場合については，特例認定申請書の写し等により，特例が認められた特殊の設備について確認すること。</p>	<p>より，当該特例が認められた特殊の設備が存すること。</p>
	火の使用に関する制限等	<p>喫煙等の制限</p>	<p>1 条例に基づき火の使用に関する制限がなされている場所（以下「禁止場所」という。）において，喫煙し，裸火を使用しまたは火災予防上危険な物品の持ち込み（以下「禁止行為」という。）を行っていないか関係のある者の聴取および目視により確認すること。</p> <p>2 禁止場所では，条例で定める標識が設置されているか目視により確認すること。</p> <p>3 喫煙が全面的に禁止されている防火対象物には，全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長または消防署長が火災予防上必要と認める措置が行われているか関係のある者の聴取および目視により確認すること。</p> <p>4 3以外の防火対象物には，適当な数の吸い殻容器を設置した喫煙所を設け，火</p>	<p>1 禁止場所において，禁止行為が行われないよう措置されていること。</p> <p>※ 消防署長から禁止場所での禁止行為について火災予防上支障がないと認められている場合は，解除承認等書類により確認すること。</p> <p>2 禁止場所には，条例に定める標識が設置されていること。</p> <p>3 喫煙が全面的に禁止される防火対象物について，「禁煙」と表示した標識の設置その他の全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長または消防署長が火災予防上必要と認める措置が行われていること。</p> <p>4 3以外の防火対象物について，吸い殻容器を設置した喫煙所が設けられ，火災予防条例で定める標識が設置されていること。</p> <p>5 劇場等において階ごとに喫煙所を設けない場合は，禁煙を確保するために消防長または消防署長が火災予防上必要と認める措置が行われていること。</p>

			<p>災予防条例で定める標識を設置等についてして目視により確認すること。</p> <p>5 劇場等において階ごとに喫煙所を設けない場合は、禁煙を確保するために消防長または消防署長が火災予防上必要と認める措置が行われているか関係のある者の聴取および目視により確認すること。</p>	
		<p>がん具用煙火の制限</p>	<p>がん具用煙火を火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）で定める数量の5分の1以上取り扱っている場合は、貯蔵または取扱いの状況について関係のある者の聴取および目視により確認すること</p>	<p>ふたのある不燃性の容器に入れるか、防炎処理したおおいをしていること。</p>

別表2

点検項目	点検方法	判定方法	
指定数量未満の危険物の貯蔵および取扱い	貯蔵または取扱い数量	危険物の貯蔵または取り扱う数量について関係のある者の聴取および目視により確認すること。	指定数量以上の危険物が貯蔵または取扱いされていないこと。
	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取および目視により確認すること。	みだりに火気を使用されていないこと。
	漏れ、あふれまたは飛散の防止	危険物が漏れ、あふれまたは飛散していないか目視により確認すること。	危険物が漏れ、あふれまたは飛散していないこと。
	容器	危険物を貯蔵または取り扱う容器に破損、腐食さけめ等がないか目視により確認すること。	容器に密栓不良、破損、著しい腐食、さけめ等がないこと。
	計器類に関する監視	適正な温度、湿度または圧力が保たれているか関係のある者の聴取および目視により確認すること。	設置された計器類（温度計、湿度計、圧力計等）が機能していること。
	タンク本体	1 タンク（地下タンクを除く。）にさびがないか目視により確認すること。 2 引火防止装置に破損、目詰まり、腐食がないか目視により確認すること。ただし、引火点が40℃以上の危険物を除く。 3 流出を防止するための措置について目視により確認すること。	1 タンクに著しいさびがないこと。 2 引火防止装置に目詰まり、著しい損傷および腐食がないこと。 3 流出を防止するための措置に著しい破損、亀裂等がないこと。
	配管	配管に腐食および損傷がないか目視により確認すること。 なお、埋設配管の場合にあつては、点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認すること。	著しい腐食および損傷がないこと。



条例第38条の  
3の適用

- 1 危険物の品名および数量、貯蔵または取扱いの方法ならびに周囲の地形その他の状況等から条例第38条の2の規定を適用された場合については、特例認定申請書の写し等により、当該危険物の品名および数量、貯蔵または取扱いの方法ならびに周囲の地形その他の状況について確認すること。
- 2 予想しない特殊の構造または設備を用いることにより、条例第38条の2の規定を適用された場合については、特例認定申請書の写し等により、特例が認められた特殊の構造または設備について確認すること。

- 1 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた危険物の品名および数量、貯蔵または取扱いの方法ならびに周囲の地形その他の状況について変更がないこと。
- 2 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた特殊の構造に変更がないこと。または特殊の設備が存すること。

別表3

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法	
指定可燃物の貯蔵および取扱い	可燃性液体類等	火 気 の 使用 制 限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取および目視により確認すること。	みだりに火気が使用されていないこと。
		漏れ, あふれ または 飛散の防止	可燃性液体類等が漏れ, あふれまたは飛散していないか目視により確認すること。	可燃性液体類等が漏れ, あふれまたは飛散していないこと。
		容 器	可燃性液体類等を貯蔵または取り扱う容器に破損, 腐食, さけめ等がないか目視により確認すること。	容器に密栓不良, 破損, 著しい腐食, さけめ等がないこと。
		計 器 類 に 関 する 監 視	適正な温度, 湿度または圧力が保たれているか関係のある者の聴取および目視により確認すること。	設置された計器類(温度計, 湿度計, 圧力計等)が機能していること。
		タンク本体	1 タンク(地下タンクを除く。)にさびがないか目視により確認すること。 2 流出を防止するための措置について目視により確認すること。	1 タンクに著しいさびがないこと。 2 流出を防止するための措置に著しい破損, 亀裂等がないこと。
		配 管	配管に腐食および損傷がないか目視により確認すること。 なお, 埋設配管の場合にあつては, 点検箱内の配管接合部分の状況を目視により確認すること。	著しい腐食および損傷がないこと。
		条例第38条の3の適用	1 可燃性液体類等の品名および数量, 貯蔵または取扱いの方法ならびに周囲の地形その他の状況等から条例第38条の3の規定を適用された	1 特例認定申請書の写し等により, 当該特例が認められた可燃性液体類等の品名および数量, 貯蔵または取扱いの方法ならびに周囲の地形その他の状況について変更がないこと。

		<p>場合については、特例認定申請書の写し等により、当該可燃性液体類等の品名および数量、貯蔵または取扱いの方法ならびに周囲の形その他の状況について確認すること。</p> <p>2 予想しない特殊の構造または設備を用いることにより、条例第38条の3の規定を運用された場合については、特例認定申請書の写し等により、特例が認められた特殊の構造または設備について確認すること。</p>	<p>2 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた特殊の構造に変更がないこと、または特殊の設備が存すること。</p>
綿花類等	火気の使用制限	みだりに火気を使用していないか関係のある者の聴取および目視により確認すること。	みだりに火気が使用されていないこと。
	集積単位等	集積単位相互間の距離が保たれているか目視または関係のある者の聴取により確認すること。	一集積単位の面積に応じた集積単位相互間の距離が保たれていること。
	計器類に関する監視 (廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、または取り扱う場合)	<p>1 温度測定装置の有無を目視により確認すること。</p> <p>2 水分管理または濃度、可燃性ガス濃度の監視による廃棄物固形化燃料等の発熱の状況の監視に関する実施状況を関係のある者の聴取および目視により確認すること。</p>	<p>1 温度測定装置が設置されていること。</p> <p>2 設置された計器類(温度、水分量または可燃性ガスを測定する装置等)が機能し、水分管理または発熱状況の監視が適切に実施されていること。</p>

	<p>条例第38条の3の適用</p>	<p>1 綿花類等の品名および数量、貯蔵または取扱いの方法ならびに周囲の地形その他の状況等から条例第38条の2の規定を適用された場合については、特例認定申請書の写し等により、当該綿花類等の品名および数量、貯蔵または取扱いの方法ならびに周囲の地形その他の状況について確認すること。</p> <p>2 予想しない特殊の構造または設備を用いることにより、条例第38条の2の規定を適用された場合については、特例認定申請書の写し等により、特例が認められた特殊の構造または設備について確認すること。</p>	<p>1 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた綿花類等の品名および数量、貯蔵または取扱いの方法ならびに周囲の地形その他の状況について変更がないこと。</p> <p>2 特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた特殊の構造に変更がないこと、または特殊の設備が存すること。</p>
--	--------------------	---	---

別表4

点 検 項 目		点 検 方 法	判 定 方 法
消 防 用 設 備 等	消 火 器 具	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 目視により防火対象物またはその部分に消火器具の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	防火対象物またはその部分の用途、構造、規模に適応する消火器具が設置されていること。
	屋外消火栓設備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</li> <li>3 目視により防火対象物またはその部分に屋外消火栓設備の設置の有無を確認すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物またはその部分の用途、構造、規模に適応する屋外消火栓設備が設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等の設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>
	自 動 火 災 報 知 設 備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</li> <li>2 他の消防用設備等の設置により、設置しないこととしたも</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火対象物またはその部分の用途、構造、規模に適応する自動火災報知設備が設置されていること。</li> <li>2 他の消防用設備等の設置することにより、設置しないこととしたものについては、当該消防用設備等が存すること。</li> </ol>

	<p>のについては、当該消防用設備等の設置について確認すること。</p> <p>3 目視により防火対象物またはその部分に自動火災報知設備の設置の有無を確認すること。</p>	
避難器具	<p>1 条例の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 防火対象物の状況または他の設備等の設置により、設置の減免をしたものについては、その状況または当該設備等の設置について確認すること。</p> <p>3 目視により防火対象物またはその部分に避難器具の設置の有無を確認すること。</p>	<p>1 防火対象物またはその部分の用途、構造、規模に適合する避難器具が設置されていること。</p> <p>2 当該防火対象物の位置、構造または設備の状況により、避難上支障がないと認められるものとして、設置個数を減少または避難器具を設置しないこととしたものについては、その位置、構造または設備の状況に変更がないこと。</p>
消防用水	<p>1 条例の設置に係る基準に従って設置されていることを、消防用設備等設置届出書の写しにより確認すること。</p> <p>2 目視により消防用水の設置の有無を確認すること。</p>	<p>防火対象物の用途、構造、規模に応じ消防用水が設置されていること。</p>
	<p>特殊の消防用設備等またはその他の設備を用</p>	<p>特例認定申請書の写し等により、当該特例が認められた特殊</p>

	条例第43条の2の適用	いることにより、条例第43条の2の規定を適用された消防用設備等については、特例認定申請書の写し等により、特例が認められた特殊の消防用設備等またはその他の設備の設置について確認すること。	の消防用設備等その他の設備が存すること。
--	-------------	--	----------------------